

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第52項中「91,000円」を「92,000円」に、「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表56項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表57項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改め、同表第60項中「141,000円」を「144,000円」に、「184,000円」を「187,000円」に改め、同表第63項中「120,000円」を「121,000円」に改め、同表第75項及び第76項中「1.05を乗じて得た額を加えた額」を「消費税及び地方消費税額を加えた額」に、「196,000円」を「197,000円」に、「393,000円」を「394,000円」に改め、同表第80項及び第81項中「1.05を乗じて得た額を加えた額」を「消費税及び地方消費税額を加えた額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料について

は、なお従前の例による。

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から改められることによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）の施行に伴い、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改めるため、及び建築確認申請等の審査に係る手数料を改めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。